

新たな消費者基本計画の策定について

平成 21 年 10 月 26 日
消費者庁企画課

1 現行の消費者基本計画

(1) 経緯

消費者を取り巻く経済社会情勢が大きく変化したことを踏まえ、消費者政策を抜本的に見直すため、平成 16 年 6 月 2 日に消費者保護基本法が改正されて消費者基本法が成立した。同法は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念とし、国や地方自治体、事業者、消費者の責務等を定めている。さらに、基本理念を具体的に実現する手段として、消費者政策の中期的な指針となる消費者基本計画を定めることとなっている（法第 9 条）。

これを受け、消費者政策会議（構成員：内閣総理大臣（会長）、全閣僚及び公取委委員長）は、国民生活審議会の意見を聴いた上で、現行の平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする消費者基本計画（以下「基本計画」という。）の案を作成し、平成 17 年 4 月 8 日に現行の基本計画（別紙）が閣議決定された（現行の基本計画は平成 22 年 3 月末までのものとなっている。）。

消費者基本法第 27 条は、消費者政策会議※が基本計画の案を作成しようとするときには「消費者委員会の意見を聴かなければならない」と規定し、また、法 9 条は、内閣総理大臣が基本計画の案につき閣議決定を求めなければならないと規定している。このため、平成 22 年度以降の新たな基本計画の策定については、平成 22 年 3 月末までに消費者委員会の意見を聴いた上で、閣議決定する必要がある。

※ なお、新たな基本計画の策定に当たり、消費者政策会議の委員及び幹事について、内閣総理大臣による指定等の手続きが必要（法第 28 条）。

(2) 内容

基本計画は、①長期的に講ずべき消費者政策の大綱、②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとされており（法第 9 条）、現行の計画では、消費者政策の基本的方向を①消費者の安全・安心の確保、②消費者の自立のための基盤整備、③緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応の 3 つとし、次の 9 つの重点施策を定めている（このほか、別紙として、その他の具体的施策を定めている）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① リコール制度の強化・拡充② リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進③ 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進④ 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり |
|--|

- ⑤ 消費者団体訴訟制度の導入
- ⑥ 学校や社会教育施設における消費者教育の推進
- ⑦ 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進
- ⑧ 消費者からの苦情相談の活用
- ⑨ 緊要な消費者トラブルへの対応

(3) 計画の検証

基本計画の実施状況については、消費者基本法において消費者政策会議が検証・評価・監視することとされている（法第27条）。平成18年以降、過去3回にわたり、国民生活審議会が担当省庁等からのヒアリングを含めた審議を行った後、検証等を行っているところであるが、その際においては、消費者を巡る情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな取組みを追加・見直ししている。

新たな計画を策定するに当たり、これまでの計画において記載された重点施策等に対する各省庁の取組み状況を調査したところ、[資料1](#)のとおりである。

2 新たな消費者基本計画の策定に際しての考え方

(1) 消費者行政の新たな展開との関係

本年9月、消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及び自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費者庁が設置された。また、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について調査審議する消費者委員会が設置された。

これらと同時に、消費者安全法が施行され、消費者庁は、同法や関係法律による措置を通じ、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与すべく、各種の施策を講ずることとされた。

⇒新基本計画は、このような消費者行政の新たな展開における政府の責務を、具体的に示すものであることが必要ではないか。

(2) 新基本計画についての要請・決議等

消費者庁及び消費者委員会設置法の附帯決議¹（[資料 2-1、2-2](#)）において、消費者政策会議は、新基本計画の策定に当たって、国会での議論と消費者委員会の意見を尊重するものとされている（[資料 2-2](#) 参議院附帯決議12）。また、消費者安全法に基づく「消費者安全の確保に関する基本方針」（現在検討中）との間で調和が保たれたものである必要がある（消費者安全法第6条第3項）。

なお、新基本計画については、国民生活審議会からも要請²（[資料 3-1、3-2](#)）が行われていたところである。

¹ [資料 2-1](#) 消費者庁関連三法案に対する附帯決議（衆議院）

[資料 2-2](#) 消費者庁関連三法案に対する附帯決議（参議院）

² [資料 3-1](#) 消費者政策部会「新たな消費者基本計画の策定に向けて」

[資料 3-2](#) 「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について」

⇒新基本計画の策定に当たっては、このような要請・決議等を踏まえるとともに、パブリックコメントを実施して、国民各層の意見を幅広く踏まえたものとする必要があるのではないか。

(3) 新基本計画について

ア 新基本計画の期間・検証等のあり方

基本計画は、前述のとおり、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとされている。

他方、今般、消費者政策の一元的推進を図る組織として消費者庁が設立された。同庁は、今後の消費者行政の推進スケジュールである工程表の策定を通じ、3年間で地方消費者行政の充実を図ることなど、中期的な展望の中で、政府における司令塔として、各施策を実行していくこととなっている。このような施策を円滑・効果的に推進していくためには、情勢の変化に柔軟に対応し、工程表の今後の実施に適切に反映していくことが必要となる。

⇒新基本計画については、計画期間を3年ないし5年（現行は5年）という中長期とすることで、消費者庁はもとより、各省庁の着実な取組みを促しつつ、基本計画策定後は、工程表の実施と連動する形で、消費者庁及び消費者委員会が主体となって政府の取組みを検証して、その結果に応じて柔軟に追加・見直しを行うこととしてはどうか。

また、地方消費者行政の集中育成期間（3年）終了後の取組みについても、一定の方向性を示すようなものである必要はないか。

イ 新基本計画の構成

⇒以下のとおりとしてはどうか。

- ①（消費者行政一元化を踏まえた）政府全体の消費者政策の基本的な方向性
- ② 新基本計画における重点的な施策の内容
- ③ 計画の実効性確保（今後の計画の検証、消費者政策の推進体制の強化等）
- ④ 別紙：具体的施策（②の重点施策及び②以外の各省庁の施策）

ウ 新基本計画の策定スケジュール

消費者基本法の改正により、消費者政策会議は、新基本計画の案を消費者委員会に諮問して意見を聴くこととされた。前述のとおり、現行基本計画は平成22年3月末で期間が満了する。

⇒消費者行政の推進にタイムラグを生じさせないためには、予め消費者委員会のご意見を可能な限り反映した内容の案を取りまとめておくことが望ましいので、工程表の策定作業と並行して、新基本計画の内容に関する各委員のご要望事項を頂くこととしてはどうか。消費者庁としては、それを踏まえて、関係省庁とともに新基本計画の案の作成作業に取り組んでいくこととしたい。